

福井県報

号外第68号
令和5年
5月30日(火)
火曜日発行

告示

— 目次 —

○福井海区漁場計画の策定(二六〇・水産課)……………一
○福井県内水面漁場計画の策定(二六一・水産課)……………六一

告示

福井県告示第260号

漁業法(昭和24年法律第267号)法第62条第1項の規定に基づき、福井海区漁場計画を定めたので、同法第64条第6項の規定により次のとおり公示する。

令和5年5月30日

福井県知事 杉本 達治

1 漁業権に関する事項

(1) 公示番号 共第1号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	あさり	〃
〃	はまぐり	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	はばのり	〃
〃	いわのり	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	4月1日から11月30日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置 あわら市地先

ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ロ)、(ハ)および基点第4号の各点を順次に結んだ線と

最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第4号 北緯36度15分27.9秒、東経136度10分59.1秒

(ア) 北緯36度17分42.2秒、東経136度14分35.2秒

(イ) 北緯36度17分44.1秒、東経136度14分36.6秒

(ロ) 北緯36度18分23.9秒、東経136度13分43.8秒

(ハ) 北緯36度16分14.6秒、東経136度10分15.8秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 あわら市浜坂、北潟および波松

(2) 公示番号 共第2号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ほい貝	〃
〃	かき	〃
〃	あさり	〃
〃	はまぐり	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	ほんだわら	〃
〃	はばのり	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	えむし	〃
第2種共同漁業	磯さし網	〃

イ 漁場の位置 坂井市三国町浜地、梶、崎、安島、米ヶ脇および宿地先

ウ 漁場の区域 次の基点第4号、(ア)、(イ)、(ロ)、(ハ)および基点第16号の各点を

順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第4号 北緯36度15分27.9秒、東経136度10分59.1秒
 基点第16号 北緯36度13分11.6秒、東経136度07分53.2秒

(ア) 北緯36度15分59.0秒、東経136度10分30.3秒

(イ) 北緯36度15分39.5秒、東経136度09分24.1秒

(ロ) 北緯36度15分58.8秒、東経136度09分21.2秒

(ハ) 北緯36度15分41.2秒、東経136度07分09.4秒

(ニ) 北緯36度14分59.2秒、東経136度06分48.2秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 坂井市三国町浜地、梶、崎、安島、米ヶ脇、宿および新保

(3) 公示番号 共第3号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ほい貝	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	いわのり	〃
〃	てんぐさ	〃

イ 漁場の位置 坂井市三国町米ヶ脇および宿地先

ウ 漁場の区域 次の基点第16号、(ア)および基点第477号の各点を順次に結んだ

線と三国灯台防波堤とによって囲まれた区域

基点第16号 北緯36度13分11.6秒、東経136度07分53.2秒

基点第477号 北緯36度13分04.2秒、東経136度07分39.0秒

(ア) 北緯36度14分59.2秒、東経136度06分48.2秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 坂井市三国町浜地、梶、崎、安島、米ヶ脇、宿および新保

(4) 公示番号 共第5号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	かき	〃
〃	あさり	〃
〃	はまぐり	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	ほんだわら	〃
〃	はばのり	〃
〃	いわのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	つのまた	〃

イ 漁場の位置 福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免島町、浜住町、和布町、糞

町および松陰町地先
 ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯36度08分57.0秒、東経136度04分29.5秒
 - (イ) 北緯36度08分10.4秒、東経136度03分53.3秒
 - (ウ) 北緯36度07分39.3秒、東経136度02分50.0秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免鳥町、浜住町、和布町、養町、松陰町、糸崎町、長橋町、北菅生町、南菅生町、鮎川町、白浜町、大丹生町および小丹生町

(5) 公示番号 共第6号
 ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第2種共同漁業	磯さし網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免鳥町、浜住町、和布町、養町および松陰町地先
 ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯36度08分57.0秒、東経136度04分29.5秒
 - (イ) 北緯36度08分10.4秒、東経136度03分53.3秒
 - (ウ) 北緯36度07分39.3秒、東経136度02分50.0秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免鳥町、浜住町、和布町、養町、松陰町、糸崎町、長橋町、北菅生町、南菅生町、鮎川町、白浜町、大丹生町および小丹生町、ならびに坂井市三国町陣ヶ岡、米ヶ脇、宿、神明、山玉、三国東および新保

(6) 公示番号 共第7号
 ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぼし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	あさり	〃

〃	はまぐり	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	ほんだわら	〃
〃	はばのり	〃
〃	いわのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	つのみた	〃
第2種共同漁業	磯さし網	〃

イ 漁場の位置 福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免鳥町、浜住町、和布町、養町、松陰町、糸崎町、長橋町、北菅生町、南菅生町、鮎川町、白浜町、大丹生町および小丹生町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第476号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および基点第26号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第26号 北緯36度03分30.2秒、東経136度01分08.3秒
- 基点第476号 北緯36度08分39.3秒、東経136度04分59.5秒
- (ア) 北緯36度08分57.0秒、東経136度04分29.5秒
- (イ) 北緯36度08分10.4秒、東経136度03分53.3秒
- (ウ) 北緯36度07分39.3秒、東経136度02分50.0秒
- (エ) 北緯36度05分50.1秒、東経136度01分21.7秒
- (オ) 北緯36度03分36.6秒、東経136度00分41.7秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免鳥町、浜住町、和布町、養町、松陰町、糸崎町、長橋町、北菅生町、南菅生町、鮎川町、白浜町、大丹生町および小丹生町

(7) 公示番号 共第8号
 ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぼし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃

〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	ほんだわら	〃
〃	いわのり	〃
〃	てんぐさ	〃
第2種共同漁業	磯さし網	〃

イ 漁場の位置 福井市大味町、柴崎町、蒲生町、浜北山町、居倉町、赤坂町、城有町および八ツ俣町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第26号、(イ)、(ウ)および基点第35号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第26号 北緯36度03分30.2秒、東経136度01分08.3秒

基点第35号 北緯36度00分07.7秒、東経135度58分20.5秒

(ア) 北緯36度03分36.6秒、東経136度00分41.6秒

(イ) 北緯36度01分23.1秒、東経135度59分33.4秒

(ウ) 北緯36度00分25.3秒、東経135度58分01.6秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 福井市大味町、柴崎町、蒲生町、浜北山町、居倉町、赤坂町、城有町

および八ツ俣町

(8) 公示番号 共第10号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぼし	〃
〃	かき	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃

第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置 丹生郡越前町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第35号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ)、(シ)、(ス)および基点第53号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第35号 北緯36度00分07.7秒、東経135度58分20.5秒

基点第53号 北緯35度52分23.4秒、東経136度00分37.1秒

(ア) 北緯36度00分25.3秒、東経135度58分01.6秒

(イ) 北緯35度59分03.6秒、東経135度57分17.3秒

(ウ) 北緯35度58分35.8秒、東経135度57分16.7秒

(エ) 北緯35度57分38.3秒、東経135度58分02.9秒

(オ) 北緯35度57分00.3秒、東経135度58分53.5秒

(カ) 北緯35度56分39.2秒、東経135度58分50.6秒

(キ) 北緯35度56分15.9秒、東経135度59分19.4秒

(ク) 北緯35度56分01.6秒、東経135度59分30.4秒

(ケ) 北緯35度55分49.8秒、東経135度59分40.1秒

(コ) 北緯35度54分40.0秒、東経135度59分27.4秒

(サ) 北緯35度54分09.2秒、東経135度59分38.4秒

(シ) 北緯35度53分27.4秒、東経135度59分28.4秒

(ス) 北緯35度52分45.8秒、東経135度59分48.1秒

(セ) 北緯35度52分15.6秒、東経136度00分24.4秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 丹生郡越前町左右、玉川、梅浦、宿、新保、小樟、大樟、道口、厨、

茂原、高佐および米ノ

(9) 公示番号 共第11号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぼし	〃
〃	かき	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃

〃	もずく	〃	〃
〃	いわのり	〃	〃
〃	えごのり	〃	〃
〃	てんぐさ	〃	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃	〃
〃	磯さし網	〃	〃

イ 漁場の位置 南条郡南越前町糠地先

ウ 漁場の区域 次の基点第53号、(イ)および基点第55号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第53号 北緯35度52分23.4秒、東経136度00分37.1秒

基点第55号 北緯35度50分41.1秒、東経136度02分35.5秒

(イ) 北緯35度52分15.6秒、東経136度00分24.4秒

(イ) 北緯35度50分35.8秒、東経136度02分25.5秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 南条郡南越前町糠

(10) 公示番号 共第12号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	かき	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置 南条郡南越前町甲楽城地先

ウ 漁場の区域 次の基点第55号、(イ)、(イ)および基点第57号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第55号 北緯35度50分41.1秒、東経136度02分35.5秒

基点第57号 北緯35度49分50.4秒、東経136度03分36.4秒

(イ) 北緯35度50分35.8秒、東経136度02分25.5秒

(イ) 北緯35度49分42.6秒、東経136度03分23.6秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 南条郡南越前町甲楽城

(11) 公示番号 共第13号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	かき	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置 南条郡南越前町今泉、河野、大良および大谷地先

ウ 漁場の区域 次の基点第57号、(イ)、(イ)、(イ)および基点第63号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ただし、点(イ)、(イ)を順次に結んだ線から陸岸側の区域を除く。

基点第57号 北緯35度49分50.4秒、東経136度03分36.4秒

基点第63号 北緯35度45分54.4秒、東経136度05分54.0秒

(イ) 北緯35度49分42.6秒、東経136度03分23.6秒

(イ) 北緯35度48分38.0秒、東経136度04分20.0秒

(イ) 北緯35度46分27.1秒、東経136度05分38.6秒

(イ) 北緯35度45分53.8秒、東経136度05分34.1秒

(イ) 北緯35度49分17.9秒、東経136度04分18.6秒

(イ) 点(イ)から真方位130度の線と最大高潮時海岸線との交点

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 南条郡南越前町今泉、河野、大良および大谷

(12) 公示番号 共第15号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ほい貝	〃
〃	かき	〃
〃	はまぐり	〃
〃	にしがい	〃
〃	かんから	〃
〃	くぼがい	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置 敦賀市地先

ウ 漁場の区域 次の基点第63号と(ア)とを結ぶ線、基点第541号、(イ)および(ウ)の各点を順次に結んだ線ならびに両線間の距離500メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第78号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第78号と(イ)とを結ぶ線、基点第564号と(ウ)とを結ぶ線および両線間の距離300メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域ならびに基点第564号、(ウ)、(イ)、(ウ)および基点第94号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ただし、基点第541号、(イ)、(ウ)、(ア)、(イ)、(ウ)、(イ)および基点第542号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第313号、(ウ)、(イ)および基点第314号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第301号と基点第304号とを結ぶ線と最大高潮

時海岸線とによって囲まれた区域、基点第508号、(ウ)、(イ)および基点第509号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第1012号、(イ)、(ウ)および基点第1013号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域ならびに基点第511号、(イ)、(ウ)および基点第512号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第63号 北緯35度45分54.4秒、東経136度05分54.0秒
 基点第78号 北緯35度41分24.6秒、東経136度01分49.3秒
 基点第94号 北緯35度43分48.4秒、東経135度57分52.5秒
 基点第301号 北緯35度44分32.9秒、東経136度01分34.3秒
 基点第304号 北緯35度44分40.4秒、東経136度01分45.1秒
 基点第313号 北緯35度39分33.4秒、東経136度02分39.8秒
 基点第314号 北緯35度39分37.9秒、東経136度02分34.9秒
 基点第508号 北緯35度45分39.6秒、東経136度00分58.5秒
 基点第509号 北緯35度45分31.6秒、東経136度00分48.1秒
 基点第511号 北緯35度44分28.2秒、東経135度59分11.4秒
 基点第512号 北緯35度44分03.3秒、東経135度58分57.5秒
 基点第541号 北緯35度40分46.4秒、東経136度04分28.3秒
 基点第542号 北緯35度39分26.3秒、東経136度03分31.6秒
 基点第564号 北緯35度44分15.6秒、東経136度02分28.1秒
 基点第1012号 北緯35度44分59.2秒、東経136度00分34.0秒
 基点第1013号 北緯35度44分59.2秒、東経135度59分57.4秒
 (イ) 北緯35度45分53.8秒、東経136度05分34.1秒
 (ウ) 北緯35度40分48.0秒、東経136度04分28.8秒
 (ア) 北緯35度40分48.1秒、東経136度04分08.4秒
 (イ) 北緯35度40分05.1秒、東経136度03分27.0秒
 (ウ) 北緯35度41分17.4秒、東経136度01分57.3秒
 (ア) 北緯35度44分16.8秒、東経136度02分40.0秒
 (イ) 北緯35度45分03.5秒、東経136度02分08.7秒
 (ウ) 北緯35度46分13.1秒、東経136度01分06.7秒
 (ア) 北緯35度44分02.2秒、東経135度57分35.6秒
 (イ) 北緯35度40分39.6秒、東経136度04分00.3秒
 (ウ) 北緯35度40分39.6秒、東経136度04分21.1秒
 (ア) 北緯35度40分07.5秒、東経136度04分21.1秒
 (イ) 北緯35度40分07.5秒、東経136度03分23.9秒
 (ウ) 北緯35度39分54.6秒、東経136度03分26.3秒
 (ア) 北緯35度39分43.1秒、東経136度03分29.6秒

- (ウ) 北緯35度39分34.7秒、東経136度02分40.1秒
 - (エ) 北緯35度39分35.6秒、東経136度02分40.7秒
 - (オ) 北緯35度45分46.4秒、東経136度00分50.4秒
 - (カ) 北緯35度45分40.6秒、東経136度00分37.4秒
 - (キ) 北緯35度45分26.3秒、東経136度00分23.9秒
 - (ク) 北緯35度45分06.3秒、東経135度59分51.0秒
 - (ケ) 北緯35度44分32.0秒、東経135度59分06.2秒
 - (コ) 北緯35度44分14.8秒、東経135度58分41.5秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 敦賀市
- カ 条件 基点第541号、(イ)および(ウ)の各点を順次に結んだ線ならびに基点第1008号、(シ)および(ス)とを結ぶ線との両線間における海域においては、第1種共同漁業を除く。

(13) 公示番号 共第16号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置 三方郡美浜町丹生竹波地先

ウ 漁場の区域 次の基点第94号、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)および基点第110号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
ただし、基点第317号、(キ)、(ク)および基点第320号の各点を順次に結ん

だ線、基点第321号と基点第322号とを結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域ならびに基点第102号と基点第104号とを結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点第94号 北緯35度43分48.4秒、東経135度57分52.5秒
 - 基点第102号 北緯35度42分24.2秒、東経135度57分51.7秒
 - 基点第104号 北緯35度42分26.9秒、東経135度57分44.5秒
 - 基点第110号 北緯35度41分00.6秒、東経135度58分32.7秒
 - 基点第317号 北緯35度42分11.4秒、東経135度58分16.5秒
 - 基点第320号 北緯35度41分60.0秒、東経135度57分47.7秒
 - 基点第321号 北緯35度42分15.3秒、東経135度58分18.1秒
 - 基点第322号 北緯35度42分15.2秒、東経135度57分57.9秒
 - (イ) 北緯35度44分06.8秒、東経135度57分30.0秒
 - (ウ) 北緯35度43分40.3秒、東経135度56分53.3秒
 - (エ) 北緯35度43分40.3秒、東経135度56分53.3秒
 - (オ) 北緯35度41分41.3秒、東経135度57分12.9秒
 - (カ) 北緯35度41分49.5秒、東経135度58分12.2秒
 - (キ) 北緯35度40分58.2秒、東経135度58分09.9秒
 - (ク) 北緯35度42分11.2秒、東経135度58分05.3秒
 - (ケ) 北緯35度42分04.3秒、東経135度58分10.3秒
 - (コ) 北緯35度41分50.6秒、東経135度57分56.3秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 三方郡美浜町丹生

(14) 公示番号 共第17号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃

〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置 三方郡美浜町菅浜地先
ウ 漁場の区域 次の基点第110号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第115号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第110号 北緯35度41分00.6秒、東経135度58分32.7秒
基点第115号 北緯35度38分55.7秒、東経135度58分32.7秒
(ア) 北緯35度40分58.2秒、東経135度58分09.0秒
(イ) 北緯35度40分40.8秒、東経135度57分06.5秒
(ウ) 北緯35度39分21.3秒、東経135度56分35.3秒
(エ) 北緯35度38分56.9秒、東経135度58分20.9秒
エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
オ 関係地区 三方郡美浜町菅浜

(15) 公示番号 共第18号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
第2種共同漁業	磯さし網漁業	〃

イ 漁場の位置 三方郡美浜町北田、佐田および山上地先

ウ 漁場の区域 次の基点第115号、(ア)、(イ)および基点第116号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第115号 北緯35度38分55.7秒、東経135度58分48.7秒
基点第116号 北緯35度37分26.4秒、東経135度58分20.9秒

- (ア) 北緯35度38分56.9秒、東経135度58分20.9秒
(イ) 北緯35度37分45.2秒、東経135度58分05.3秒
エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
オ 関係地区 三方郡美浜町菅浜および坂尻

(16) 公示番号 共第20号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置 三方郡美浜町坂尻、和田、松原、久々子および早瀬地先

ウ 漁場の区域 次の基点第116号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および基点第130号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第116号 北緯35度37分26.4秒、東経135度58分20.9秒
基点第130号 北緯35度37分27.5秒、東経135度54分21.8秒
(ア) 北緯35度38分56.0秒、東経135度57分06.6秒
(イ) 北緯35度38分53.7秒、東経135度56分30.1秒
(ウ) 北緯35度37分20.9秒、東経135度55分50.8秒
(エ) 北緯35度37分55.1秒、東経135度54分55.1秒
(オ) 北緯35度38分03.6秒、東経135度54分03.9秒
エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
オ 関係地区 三方郡美浜町坂尻、和田、松原、久々子および早瀬

(17) 公示番号 共第21号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置 三方郡美浜町日向地先

ウ 漁場の区域 次の基点第130号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)および基点第138号の各点を順次に結んだ線、三方郡美浜町と同郡三方町との境界嵯峨水道日向湖側入口と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第130号 北緯35度37分27.5秒、東経135度54分21.8秒
 - 基点第138号 北緯35度38分31.9秒、東経135度48分52.7秒
 - (イ) 北緯35度38分03.6秒、東経135度54分03.9秒
 - (ロ) 北緯35度37分48.8秒、東経135度51分54.7秒
 - (ハ) 北緯35度38分27.8秒、東経135度50分51.6秒
 - (ニ) 北緯35度38分52.7秒、東経135度49分26.0秒
 - (イ) 北緯35度38分38.9秒、東経135度48分32.5秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 三方郡美浜町日向

(18) 公示番号 共第22号
ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃

〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第138号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(イ)、(ロ)、基点第172号および基点第171号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第138号 北緯35度38分31.9秒、東経135度48分52.7秒
 - 基点第171号 北緯35度34分17.6秒、東経135度48分54.0秒
 - 基点第172号 北緯35度34分31.2秒、東経135度49分05.4秒
 - (イ) 北緯35度38分38.9秒、東経135度48分32.5秒
 - (ロ) 北緯35度38分29.9秒、東経135度47分55.1秒
 - (ハ) 北緯35度37分36.0秒、東経135度47分56.8秒
 - (ニ) 北緯35度37分40.9秒、東経135度49分07.5秒
 - (イ) 北緯35度36分31.7秒、東経135度49分26.6秒
 - (ロ) 北緯35度35分58.9秒、東経135度49分50.8秒
 - (ハ) 北緯35度35分49.6秒、東経135度50分45.0秒
 - (ニ) 北緯35度34分56.7秒、東経135度51分04.3秒
 - (イ) 北緯35度34分56.6秒、東経135度48分40.6秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 三方上中郡若狭町常神、神子、小川、遊子、塩坂越および世久見

(19) 公示番号 共第23号
ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃

〃	とこぶし	〃
〃	かき	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
第2種共同漁業	磯さし網漁業	〃

イ 漁場の位置 世久見湾千島地先

ウ 漁場の区域 次の基点第431号から半径300メートルの弧、基点第432号から半径300メートルの弧と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第431号 北緯35度36分03.7秒、東経135度47分31.7秒

基点第432号 北緯35度36分11.5秒、東経135度47分27.7秒

存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 三方上中郡若狭町常神、神子、小川、遊子、塩坂越および世久見ならびに小浜市田島、矢代、志積、阿納、犬熊、西小川、加尾および宇久

(2) 公示番号 共第25号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	かき	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
第2種共同漁業	磯さし網漁業	〃

イ 漁場の位置 矢代湾沖の石地先

ウ 漁場の区域 次の基点第600号から半径300メートルの弧最大高潮時海岸線

とによって囲まれた区域

基点第600号 北緯35度34分41.0秒、東経135度46分45.6秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 小浜市田島、矢代、志積、阿納、犬熊、西小川、加尾および宇久ならびに三方上中郡若狭町常神、神子、小川、遊子、塩坂越および世久見

(2) 公示番号 共第26号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	あざり	〃
〃	はまぐり	〃
〃	い貝	〃
〃	あか貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	ほんだわら	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置 小浜市地先

ウ 漁場の区域 次の基点第171号、基点第172号、(ア)、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ)、(シ)、(ス)、(セ)および基点第206号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ただし、小浜港突堤先端(カ)、(ク)、(ケ)、(コ)および基点第504号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第171号 北緯35度34分17.5秒、東経135度48分54.0秒

基点第172号 北緯35度34分31.2秒、東経135度49分05.4秒
 基点第206号 北緯35度29分28.9秒、東経135度43分11.5秒
 基点第504号 北緯35度29分52.3秒、東経135度44分27.3秒

- (ア) 北緯35度34分56.6秒、東経135度48分40.6秒
- (イ) 北緯35度34分26.5秒、東経135度47分35.8秒
- (ウ) 北緯35度32分33.4秒、東経135度48分23.0秒
- (エ) 北緯35度34分14.8秒、東経135度45分06.6秒
- (オ) 北緯35度34分32.0秒、東経135度44分02.3秒
- (カ) 北緯35度34分29.4秒、東経135度43分04.7秒
- (キ) 北緯35度34分05.9秒、東経135度42分18.7秒
- (ク) 北緯35度32分37.3秒、東経135度40分59.8秒
- (ケ) 北緯35度32分28.2秒、東経135度41分06.6秒
- (コ) 北緯35度32分18.9秒、東経135度42分36.2秒
- (ク) 北緯35度30分59.4秒、東経135度42分35.9秒
- (シ) 北緯35度30分54.3秒、東経135度42分55.1秒
- (ス) 北緯35度31分26.4秒、東経135度44分22.5秒
- (セ) 北緯35度29分42.5秒、東経135度43分00.6秒
- (ソ) 北緯35度30分15.5秒、東経135度44分30.4秒
- (タ) 北緯35度30分17.5秒、東経135度44分27.7秒
- (チ) 北緯35度30分20.8秒、東経135度44分09.5秒
- (ツ) 北緯35度30分04.3秒、東経135度43分57.3秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 小浜市田島、矢代、志穂、阿納、犬熊、西小川、加尾、宇久、泊、仏

谷、堅海、若狭、甲ヶ崎、小松原、下竹原、新小松原、福谷、北塩屋、山王前、松

ヶ崎、湊、堀屋敷、羽賀、水取、一番町、下根来および生守に住所を有する者

(22) 公示番号 共第27号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ほい貝	〃
〃	かき	〃
〃	あさり	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃

〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	ほんだわら	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃

イ 漁場の位置 小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、岡津および鯉川地先

ウ 漁場の区域 次の基点第206号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第213号の各点

を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第206号 北緯35度29分28.9秒、東経135度43分11.5秒
 - 基点第213号 北緯35度28分47.9秒、東経135度38分07.1秒
 - (ア) 北緯35度29分42.5秒、東経135度43分00.6秒
 - (イ) 北緯35度30分03.8秒、東経135度40分56.8秒
 - (ウ) 北緯35度29分53.9秒、東経135度39分44.1秒
 - (エ) 北緯35度29分04.0秒、東経135度38分04.6秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、岡津、鯉川および大飯郡おおい町大島
- (23) 公示番号 共第28号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置 小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、岡津および鯉川地先

ウ 漁場の区域 次の基点第206号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第213号の各点

を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第206号 北緯35度29分28.9秒、東経135度43分11.5秒
 - 基点第213号 北緯35度28分47.9秒、東経135度38分07.1秒
 - (ア) 北緯35度29分42.5秒、東経135度43分00.6秒
 - (イ) 北緯35度30分03.8秒、東経135度40分56.8秒
 - (ウ) 北緯35度29分53.9秒、東経135度39分44.1秒
 - (エ) 北緯35度29分04.0秒、東経135度38分04.6秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、岡津および鯉川

(24) 公示番号 共第30号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	あさり	〃
〃	い貝	〃
〃	あか貝	〃
〃	とり貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	ほんだわら	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	おごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
第2種共同漁業	磯さし網	〃

イ 漁場の位置 大飯郡おおい町大島地先

ウ 漁場の区域 次の基点第213号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および基点第244号の各点を順次に結んだ線、基点第215号と基点第222号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ただし、基点第404号と基点第407号とを結んだ線、基点第405号と基点第406号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第408号、(イ)、(ウ)および基点第545号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域ならびに基点第410号、(オ)、(イ)および基点第411号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点第213号 北緯35度28分47.9秒、東経135度38分07.1秒
- 基点第215号 北緯35度28分57.1秒、東経135度36分16.1秒
- 基点第222号 北緯35度29分24.4秒、東経135度36分22.1秒

基点第244号 北緯35度30分49.8秒、東経135度36分08.7秒

基点第404号 北緯35度28分56.7秒、東経135度37分28.3秒

基点第405号 北緯35度28分59.3秒、東経135度37分23.2秒

基点第406号 北緯35度29分20.5秒、東経135度37分30.4秒

基点第407号 北緯35度29分19.5秒、東経135度37分36.5秒

基点第408号 北緯35度32分07.2秒、東経135度39分33.5秒

基点第410号 北緯35度32分46.1秒、東経135度39分11.7秒

基点第411号 北緯35度32分36.1秒、東経135度38分45.7秒

基点第545号 北緯35度32分41.7秒、東経135度39分37.7秒

(ア) 北緯35度29分04.0秒、東経135度38分04.6秒

(イ) 北緯35度29分29.8秒、東経135度38分15.5秒

(ウ) 北緯35度31分05.0秒、東経135度39分20.1秒

(エ) 北緯35度31分15.2秒、東経135度40分43.6秒

(オ) 北緯35度33分10.3秒、東経135度40分00.8秒

(カ) 北緯35度33分02.8秒、東経135度38分08.5秒

(キ) 北緯35度31分20.4秒、東経135度36分03.9秒

(ク) 北緯35度32分07.2秒、東経135度39分47.4秒

(ケ) 北緯35度32分14.9秒、東経135度40分03.9秒

(コ) 北緯35度32分36.5秒、東経135度39分56.5秒

(カ) 北緯35度33分03.7秒、東経135度38分59.1秒

(シ) 北緯35度33分02.2秒、東経135度38分27.1秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 大飯郡おおい町大島

(25) 公示番号 共第31号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	ばい貝漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき	〃
〃	あさり	〃
〃	あか貝	〃
〃	とり貝	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	てんぐさ	〃
第2種共同漁業	磯さし網	〃

イ 漁場の位置 大飯郡高浜町和田車持および馬居寺地先

ウ 漁場の区域 次の基点第215号と基点第222号とを結ぶ線と最大高潮時海岸

線とによって囲まれた区域

基点第215号 北緯35度28分57.1秒、東経135度36分16.1秒
基点第222号 北緯35度29分24.4秒、東経135度36分22.1秒

存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

関係地区 大飯郡高浜町和田

公示番号 共第32号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	はまぐり	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	いぎす	〃
〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置 大飯郡高浜町和田地先

ウ 漁場の区域 次の基点第244号、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第249号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第244号 北緯35度30分49.8秒、東経135度36分08.7秒
基点第249号 北緯35度29分27.2秒、東経135度33分54.7秒

(イ) 北緯35度31分20.4秒、東経135度36分03.9秒

(ウ) 北緯35度30分44.2秒、東経135度33分43.6秒

(エ) 北緯35度29分51.1秒、東経135度33分51.9秒

存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

関係地区 大飯郡高浜町和田

(27) 公示番号 共第33号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	あさり	〃
〃	はまぐり	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	いぎす	〃
〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置 大飯郡高浜町岩神から灘波江に至る地先

ウ 漁場の区域 次の基点第249号、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第251号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第249号 北緯35度29分27.2秒、東経135度33分54.7秒
基点第251号 北緯35度30分04.5秒、東経135度30分51.5秒

(イ) 北緯35度29分51.1秒、東経135度33分51.9秒

(ウ) 北緯35度30分44.2秒、東経135度33分43.6秒

(エ) 北緯35度31分08.2秒、東経135度31分21.7秒

(オ) 北緯35度30分07.3秒、東経135度31分19.1秒

(カ) 北緯35度31分21.2秒、東経135度31分22.2秒

存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

関係地区 大飯郡高浜町事代および塩土

(28) 公示番号 共第35号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	いぎす	〃
〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置 大飯郡高浜町小黒飯地先

ウ 漁場の区域 次の基点第251号、(イ)、基点第257号および基点第258号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第251号 北緯35度30分04.5秒、東経135度30分51.5秒
 基点第257号 北緯35度31分05.4秒、東経135度30分57.0秒
 基点第258号 北緯35度31分07.5秒、東経135度30分51.8秒
 (イ) 北緯35度30分07.3秒、東経135度31分19.1秒
 (イ) 北緯35度31分21.2秒、東経135度31分22.2秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 オ 関係地区 大飯郡高浜町小黒飯

(29) 公示番号 共第36号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃

ア 漁業の種類、名称および時期

〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	いぎす	〃
〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置 大飯郡高浜町小黒飯地先

ウ 漁場の区域 次の基点第258号、基点第257号、(イ)および基点第259号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 ただし、基点第397号と基点第403号とを結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点第257号 北緯35度31分05.4秒、東経135度30分57.0秒
 基点第258号 北緯35度31分07.5秒、東経135度30分51.8秒
 基点第259号 北緯35度31分55.2秒、東経135度30分51.4秒
 基点第397号 北緯35度31分16.7秒、東経135度30分51.6秒
 基点第403号 北緯35度31分28.0秒、東経135度30分54.4秒
 (イ) 北緯35度31分21.2秒、東経135度31分22.2秒
 (イ) 北緯35度31分56.7秒、東経135度31分15.2秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 オ 関係地区 大飯郡高浜町小黒飯、事代および塩土

(30) 公示番号 共第37号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃

〃	とこぶし	〃
〃	かき	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置 大飯郡高浜町音海地先

ウ 漁場の区域 次の基点第259号、(イ)および基点第264号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第259号 北緯35度31分55.2秒、東経135度30分51.4秒
- 基点第264号 北緯35度33分05.0秒、東経135度30分57.6秒
- (イ) 北緯35度31分56.7秒、東経135度31分15.2秒
- (イ) 北緯35度33分14.5秒、東経135度31分27.2秒
- 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 大飯郡高浜町音海、事代および塩土

(3) 公示番号 共第38号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	かき	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃

〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置 大飯郡高浜町音海地先

ウ 漁場の区域 次の基点第264号、(イ)、(イ)、(イ)、(イ)および基点第273号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
ただし、基点第272号、(イ)、(イ)および基点第273号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点第264号 北緯35度33分06.0秒、東経135度31分00.0秒
- 基点第272号 北緯35度31分43.5秒、東経135度30分09.7秒
- 基点第273号 北緯35度31分19.7秒、東経135度30分12.2秒
- (イ) 北緯35度33分14.5秒、東経135度31分27.2秒
- (イ) 北緯35度33分44.8秒、東経135度29分45.2秒
- (イ) 北緯35度32分33.6秒、東経135度29分14.7秒
- (イ) 北緯35度32分15.7秒、東経135度29分21.5秒
- (イ) 北緯35度31分46.1秒、東経135度30分04.7秒
- (イ) 北緯35度31分40.6秒、東経135度29分53.3秒
- 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 大飯郡高浜町音海

(2) 公示番号 共第50号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃

〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置 大飯郡高浜町神野浦、山中、宮尾、日引および上瀬地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第273号、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第287号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- ただし、基点第275号、(オ)、(カ)および基点第273号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
- 基点第273号 北緯35度31分19.7秒、東経135度30分12.2秒
 - 基点第275号 北緯35度31分25.7秒、東経135度29分45.0秒
 - 基点第287号 大飯郡高浜町上瀬地先正面崎甲岩に設置した標柱
 - (イ) 北緯35度32分15.7秒、東経135度29分21.5秒
 - (ウ) 北緯35度32分33.6秒、東経135度29分14.7秒
 - (エ) 北緯35度33分44.8秒、東経135度29分45.1秒
 - (オ) 基点第287号から真方位23度20分600メートルの点
 - (カ) 北緯35度31分30.4秒、東経135度29分43.6秒
 - (キ) 北緯35度31分40.6秒、東経135度29分53.3秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 大飯郡高浜町神野浦、日引および上瀬

(38) 公示番号 共第51号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第3種共同漁業	あじ地びき網漁業	4月1日から12月31日まで
〃	ぶり	〃
〃	たい	〃
〃	いかなご	3月1日から6月30日まで

イ 漁場の位置 あわら市浜坂、北潟および波松地先
 ウ 漁場の区域 次の点(イ)、(ウ)、(エ)、基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第4号 北緯36度15分27.9秒、東経136度10分59.1秒
 - (イ) 北緯36度17分42.2秒、東経136度14分35.2秒
 - (ウ) 北緯36度17分44.1秒、東経136度14分36.6秒
 - (エ) 北緯36度18分28.3秒、東経136度13分38.0秒
 - (オ) 北緯36度16分19.8秒、東経136度10分11.0秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 あわら市浜坂、北潟および波松

(34) 公示番号 定第1号

ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業

イ 漁場の位置 福井市長橋町地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第21号、(イ)および基点第21号の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域

- 基点第21号 北緯36度07分07.9秒、東経136度03分02.8秒
 - (イ) 北緯36度07分39.4秒、東経136度02分16.8秒
 - (ウ) 北緯36度17分42.2秒、東経136度14分35.2秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(35) 公示番号 定第2号

ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業

イ 漁場の位置 福井市菜崎町地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第28号、(イ)および基点第29号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第28号 北緯36度02分40.7秒、東経136度00分45.0秒
 - 基点第29号 北緯36度02分24.7秒、東経136度00分40.7秒
 - (イ) 北緯36度03分03.8秒、東経135度59分17.5秒
 - (ウ) 北緯36度02分35.1秒、東経135度59分09.7秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(36) 公示番号 定第3号

ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業

イ 漁場の位置 丹生郡越前町小樽地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第41号、(イ)および基点第42号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第41号 北緯35度56分34.6秒、東経135度59分12.7秒
- 基点第42号 北緯35度56分28.7秒、東経135度59分20.8秒
- (イ) 北緯35度56分34.6秒、東経135度58分12.8秒

- (4) 北緯35度56分10.6秒、東経135度58分23.1秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 (37) 公示番号 定第5号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 丹生郡越前町米ノ地先

ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)および(イ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯35度52分27.4秒、東経136度00分31.2秒
 (イ) 北緯35度52分22.6秒、東経135度59分49.0秒
 (ロ) 北緯35度51分50.8秒、東経136度00分11.5秒
 (ハ) 北緯35度51分51.6秒、東経136度00分14.5秒
 (ニ) 北緯35度52分13.0秒、東経136度00分13.3秒
 (ホ) 北緯35度52分16.3秒、東経136度00分17.5秒
 (ヘ) 北緯35度52分11.4秒、東経136度00分23.9秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(38) 公示番号 定第6号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 南条郡南越前町糠地先

ウ 漁場の区域 次の基点第54号、(ア)、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)および基点第54号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯35度51分12.7秒、東経136度01分05.1秒
 (イ) 北緯35度51分15.7秒、東経136度01分03.4秒
 (ロ) 北緯35度51分15.7秒、東経136度01分00.3秒
 (ハ) 北緯35度51分11.8秒、東経136度01分01.2秒
 (ニ) 北緯35度50分54.7秒、東経136度01分14.4秒
 (ホ) 北緯35度50分57.0秒、東経136度01分17.1秒
 (ヘ) 北緯35度50分50.5秒、東経136度01分21.0秒
 (イ) 北緯35度50分48.7秒、東経136度01分24.6秒
 (ロ) 北緯35度51分00.3秒、東経136度01分25.0秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(39) 公示番号 定第7号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 南条郡南越前町甲楽城地先

ウ 漁場の区域 次の基点第56号、(ア)、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)および基点第56号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点第56号 北緯35度50分16.9秒、東経136度03分03.0秒
 (ア) 北緯35度50分16.8秒、東経136度02分51.0秒
 (イ) 北緯35度50分04.4秒、東経136度02分12.7秒
 (ロ) 北緯35度50分07.0秒、東経136度02分10.5秒
 (ハ) 北緯35度50分05.8秒、東経136度02分06.8秒
 (ニ) 北緯35度50分03.4秒、東経136度02分08.9秒
 (ホ) 北緯35度49分46.5秒、東経136度02分24.3秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(40) 公示番号 定第8号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 南条郡南越前町今泉地先

ウ 漁場の区域 次の基点第58号、(ア)、(イ)、(ロ)および基点第58号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点第58号 北緯35度49分40.0秒、東経136度03分58.2秒
 (ア) 北緯35度49分40.2秒、東経136度03分42.7秒
 (イ) 北緯35度49分27.6秒、東経136度03分04.5秒
 (ロ) 北緯35度49分11.9秒、東経136度03分14.2秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(41) 公示番号 定第10号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 南条郡南越前町河野地先

ウ 漁場の区域 次の基点第61号、(ア)、(イ)、(ロ)および基点第61号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第61号 北緯35度48分42.5秒、東経136度04分31.0秒

(フ) 北緯35度48分45.4秒、東経136度04分26.8秒

(ク) 北緯35度48分39.7秒、東経136度03分42.9秒

(ケ) 北緯35度48分26.2秒、東経136度03分51.8秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(42) 公示番号 定第11号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 敦賀市元比田地先

ウ 漁場の区域 次の基点第64号、(フ)、(ク)、(ケ)および基点第64号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第64号 北緯35度45分51.0秒、東経136度05分55.2秒

(フ) 北緯35度45分42.4秒、東経136度04分55.0秒

(ク) 北緯35度45分29.0秒、東経136度04分57.5秒

(ケ) 北緯35度45分37.9秒、東経136度05分43.6秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(43) 公示番号 定第12号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 敦賀市五幡地先

ウ 漁場の区域 次の点(フ)、(ク)、(ケ)および(フ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(フ) 北緯35度42分39.5秒、東経136度05分05.8秒

(ク) 北緯35度42分59.9秒、東経136度04分50.4秒

(ケ) 北緯35度42分46.0秒、東経136度04分36.0秒

(ク) 北緯35度42分37.0秒、東経136度05分03.2秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(44) 公示番号 定第13号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 いわし定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 敦賀市色浜地先

ウ 漁場の区域 次の基点第82号、(フ)、(ク)および基点第82号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第82号 北緯35度43分33.4秒、東経136度02分18.0秒

(フ) 北緯35度43分31.2秒、東経136度02分36.1秒

(ク) 北緯35度43分43.7秒、東経136度02分31.1秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(45) 公示番号 定第15号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 敦賀市浦底地先

ウ 漁場の区域 次の基点第87号、(フ)、(ク)、(ケ)および基点第87号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第87号 北緯35度44分55.6秒、東経136度01分57.3秒

(フ) 北緯35度44分54.7秒、東経136度02分17.2秒

(ク) 北緯35度45分02.6秒、東経136度02分15.2秒

(ケ) 北緯35度44分57.1秒、東経136度01分57.4秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(46) 公示番号 定第16号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 いわし定置漁業

時期 3月1日から9月30日まで

イ 漁場の位置 敦賀市浦底地先

ウ 漁場の区域 次の基点第87号、(フ)、(ク)、(ケ)および基点第87号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第87号 北緯35度44分55.5秒、東経136度01分57.3秒

(フ) 北緯35度44分49.6秒、東経136度02分28.3秒

(ク) 北緯35度45分05.2秒、東経136度02分26.8秒

(ケ) 北緯35度44分57.1秒、東経136度01分57.4秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(47) 公示番号 定第17号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 敦賀市色浜地先

- イ 漁場の位置 三方郡美浜町丹生地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第97号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第97号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点第97号 北緯35度42分49.7秒、東経135度57分26.8秒
- (ア) 北緯35度43分04.7秒、東経135度57分00.6秒
 (イ) 北緯35度43分10.4秒、東経135度56分37.1秒
 (ウ) 北緯35度42分44.5秒、東経135度56分34.6秒
 (エ) 北緯35度42分46.6秒、東経135度57分25.9秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (48) 公示番号 定第18号
- ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 三方郡美浜町丹生地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第98号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第98号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点第98号 北緯35度41分59.8秒、東経135度57分35.8秒
- (ア) 北緯35度41分48.4秒、東経135度56分47.0秒
 (イ) 北緯35度41分33.7秒、東経135度56分58.2秒
 (ウ) 北緯35度41分55.0秒、東経135度57分42.0秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (49) 公示番号 定第20号
- ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 三方郡美浜町菅浜地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第112号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第112号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点第112号 北緯35度40分28.3秒、東経135度57分48.6秒
- (ア) 北緯35度40分33.1秒、東経135度57分49.9秒
 (イ) 北緯35度40分47.8秒、東経135度56分48.4秒
 (ウ) 北緯35度40分31.0秒、東経135度56分44.9秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (50) 公示番号 定第21号

- ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 三方郡美浜町菅浜地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第436号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第436号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点第436号 北緯35度39分23.7秒、東経135度57分40.4秒
- (ア) 北緯35度39分51.5秒、東経135度56分05.2秒
 (イ) 北緯35度39分35.2秒、東経135度56分04.3秒
 (ウ) 北緯35度39分17.5秒、東経135度57分38.1秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (51) 公示番号 定第22号
- ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 三方郡美浜町早瀬地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第130号、(ア)、(イ)および基点第130号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点第130号 北緯35度37分28.1秒、東経135度54分20.1秒
- (ア) 北緯35度38分11.9秒、東経135度54分54.8秒
 (イ) 北緯35度38分19.7秒、東経135度54分28.9秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (52) 公示番号 定第23号
- ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 三方郡美浜町日向地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第559号、(ア)、(イ)、および基点第559号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点第559号 北緯35度37分10.9秒、東経135度51分32.7秒
- (ア) 北緯35度37分09.3秒、東経135度51分56.5秒
 (イ) 北緯35度37分17.7秒、東経135度51分55.1秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

- (53) 公示番号 定第25号
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置 三方郡美浜町日向地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第134号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第134号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点第134号 北緯35度37分31.3秒、東経135度51分13.6秒
 (ア) 北緯35度38分13.3秒、東経135度51分38.6秒
 (イ) 北緯35度38分18.0秒、東経135度51分14.5秒
 (ウ) 北緯35度37分31.5秒、東経135度51分09.6秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 (54) 公示番号 定第26号
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置 三方郡美浜町日向地先
 ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(ア)を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 (ア) 北緯35度37分54.8秒、東経135度50分43.0秒
 (イ) 北緯35度37分53.1秒、東経135度51分06.1秒
 (ウ) 北緯35度38分01.6秒、東経135度51分04.8秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 (55) 公示番号 定第27号
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置 三方郡美浜町日向地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第499号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、基点第135号および基点第499号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点第135号 北緯35度38分16.3秒、東経135度50分23.3秒
 基点第499号 北緯35度38分14.2秒、東経135度50分33.9秒
 (ア) 北緯35度39分00.5秒、東経135度51分10.1秒
 (イ) 北緯35度39分06.3秒、東経135度50分46.7秒
 (ウ) 北緯35度39分01.7秒、東経135度50分21.3秒
- (エ) 北緯35度38分16.6秒、東経135度50分17.3秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 (56) 公示番号 定第28号
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置 三方郡美浜町日向地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第561号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第561号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点第561号 北緯35度38分22.5秒、東経135度49分39.2秒
 (ア) 北緯35度38分34.1秒、東経135度49分53.3秒
 (イ) 北緯35度38分38.8秒、東経135度49分43.1秒
 (ウ) 北緯35度38分23.6秒、東経135度49分37.7秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 (57) 公示番号 定第30号
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置 三方郡美浜町日向地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第499号、(ア)、(イ)、(ウ)、基点第135号および基点第499号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点第135号 北緯35度38分16.3秒、東経135度50分23.2秒
 基点第499号 北緯35度38分14.3秒、東経135度50分33.9秒
 (ア) 北緯35度39分17.6秒、東経135度50分51.7秒
 (イ) 北緯35度39分17.9秒、東経135度50分20.5秒
 (ウ) 北緯35度38分16.6秒、東経135度50分17.3秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 (58) 公示番号 定第31号
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町常神地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第140号、(ア)、(イ)、(ウ)、基点第141号および(イ)の各点を順次に結んだ線と御神島最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域ならびに基点

第141号、(ウ)、(カ)および基点第141号の各点を順次に結ぶ線によって囲まれた区域

基点第140号 北緯35度37分48.0秒、東経135度48分14.8秒
基点第141号 北緯35度37分51.8秒、東経135度48分22.1秒

(ア) 北緯35度37分42.0秒、東経135度48分06.6秒
(イ) 北緯35度37分30.0秒、東経135度48分02.2秒
(ロ) 北緯35度37分24.9秒、東経135度48分22.5秒
(ハ) 北緯35度37分54.2秒、東経135度48分45.4秒
(ニ) 北緯35度38分01.4秒、東経135度48分45.1秒
(ホ) 北緯35度37分57.7秒、東経135度48分25.8秒
(ヘ) 北緯35度37分48.5秒、東経135度48分16.7秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 条件 12月16日から翌年3月15日までの間は基点第141号、(ア)、(ロ)、(カ)および基点第141号の各点を順次に結ぶ線によって囲まれた区域に漁具を敷設してはならない。

(60) 公示番号 定第32号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町神子地先

ウ 漁場の区域 次の基点第153号、(ア)、(イ)、(ロ)および基点第153号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第153号 北緯35度37分16.6秒、東経135度49分33.7秒

(ア) 北緯35度37分16.2秒、東経135度48分58.4秒
(イ) 北緯35度37分02.0秒、東経135度49分10.5秒
(ロ) 北緯35度37分23.4秒、東経135度49分36.6秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(61) 公示番号 定第33号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町小川地先

ウ 漁場の区域 次の基点第413号、(ア)、(イ)、(ロ)および基点第413号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第413号 北緯35度36分26.0秒、東経135度49分39.7秒

(ア) 北緯35度36分21.6秒、東経135度49分14.3秒
(イ) 北緯35度36分07.8秒、東経135度49分25.1秒
(ロ) 北緯35度36分26.0秒、東経135度49分41.6秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(62) 公示番号 定第35号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 小浜市田島地先

ウ 漁場の区域 次の基点第556号、(ア)、(イ)および基点第556号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第556号 北緯35度34分38.1秒、東経135度48分40.6秒
(ア) 北緯35度35分07.6秒、東経135度48分26.9秒
(イ) 北緯35度34分56.2秒、東経135度48分09.0秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(63) 公示番号 定第36号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 小浜市西小川地先

ウ 漁場の区域 次の基点第562号、(ア)、(イ)、(ロ)および基点第562号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第562号 北緯35度33分04.3秒、東経135度46分49.9秒
(ア) 北緯35度33分01.0秒、東経135度46分49.2秒
(イ) 北緯35度33分08.1秒、東経135度47分07.2秒
(ロ) 北緯35度33分20.2秒、東経135度46分53.7秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(64) 公示番号 定第37号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 小浜市西小川地先

- ウ 漁場の区域 次の基点第601号、(ア)、(イ)および基点第601号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点第601号 北緯35度33分24.9秒、東経135度46分00.2秒
- (ア) 北緯35度33分37.3秒、東経135度46分18.4秒
- (イ) 北緯35度33分44.3秒、東経135度46分02.2秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (64) 公示番号 定第38号
- ア 漁業の種類、名称および時期
- 種類 定置漁業
- 名称 ぶり定置漁業
- 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 小浜市宇久地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第563号、(ア)、(イ)および基点第563号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点第563号 北緯35度33分58.3秒、東経135度45分00.5秒
- (ア) 北緯35度34分04.2秒、東経135度45分19.9秒
- (イ) 北緯35度34分17.8秒、東経135度45分00.4秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (65) 公示番号 定第50号
- ア 漁業の種類、名称および時期
- 種類 定置漁業
- 名称 ぶり定置漁業
- 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 小浜市泊地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第181号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第181号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点第181号 北緯35度33分38.7秒、東経135度42分09.1秒
- (ア) 北緯35度34分08.6秒、東経135度41分56.4秒
- (イ) 北緯35度33分56.8秒、東経135度41分37.3秒
- (ウ) 北緯35度33分31.0秒、東経135度42分05.8秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (66) 公示番号 定第51号
- ア 漁業の種類、名称および時期
- 種類 定置漁業
- 名称 ぶり定置漁業
- 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 小浜市泊地先
- ウ 漁場の区域 次の基点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点(ア) 北緯35度33分08.5秒、東経135度41分42.5秒
- (イ) 北緯35度33分38.4秒、東経135度41分29.8秒
- (ウ) 北緯35度33分25.0秒、東経135度41分08.6秒
- (エ) 北緯35度33分07.3秒、東経135度41分41.0秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (67) 公示番号 定第52号
- ア 漁業の種類、名称および時期
- 種類 定置漁業
- 名称 ぶり定置漁業
- 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 大飯郡おおい町大島地先
- ウ 漁場の区域 次の基点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点(ア) 北緯35度32分16.4秒、東経135度38分06.6秒
- (イ) 北緯35度32分30.1秒、東経135度38分09.1秒
- (ウ) 北緯35度33分12.6秒、東経135度38分01.8秒
- (エ) 北緯35度33分07.6秒、東経135度37分41.6秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (68) 公示番号 定第53号
- ア 漁業の種類、名称および時期
- 種類 定置漁業
- 名称 ぶり定置漁業
- 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 大飯郡おおい町大島地先
- ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点(ア) 北緯35度31分10.2秒、東経135度36分47.4秒
- (イ) 北緯35度32分08.5秒、東経135度36分17.3秒
- (ウ) 北緯35度32分00.9秒、東経135度36分01.1秒
- (エ) 北緯35度31分23.1秒、東経135度36分29.7秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (69) 公示番号 定第55号
- ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 大飯郡高浜町和田地先

ウ 漁場の区域 次の基点第245号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第245号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第245号 北緯35度30分44.4秒、東経135度35分58.1秒

(ア) 北緯35度30分46.5秒、東経135度36分01.1秒

(イ) 北緯35度31分34.1秒、東経135度35分20.4秒

(ウ) 北緯35度31分23.1秒、東経135度35分04.0秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(70) 公示番号 定第56号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 大飯郡高浜町和田地先

ウ 漁場の区域 次の基点第328号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第328号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第328号 北緯35度30分01.6秒、東経135度34分37.7秒

(ア) 北緯35度31分13.4秒、東経135度34分20.2秒

(イ) 北緯35度31分11.5秒、東経135度33分57.4秒

(ウ) 北緯35度30分00.9秒、東経135度34分24.6秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(71) 公示番号 定第57号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 いわし定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 大飯郡高浜町音海地先

ウ 漁場の区域 次の基点第261号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第261号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第261号 北緯35度32分03.7秒、東経135度31分15.1秒

(ア) 北緯35度32分01.8秒、東経135度31分17.0秒

(イ) 北緯35度32分04.6秒、東経135度31分47.5秒

(ウ) 北緯35度32分22.8秒、東経135度31分38.2秒

(エ) 北緯35度32分22.2秒、東経135度31分33.9秒

(イ) 北緯35度32分04.9秒、東経135度31分13.8秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(72) 公示番号 定第58号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 大飯郡高浜町音海地先

ウ 漁場の区域 次の基点第262号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第262号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第262号 北緯35度32分48.5秒、東経135度31分07.1秒

(ア) 北緯35度32分50.2秒、東経135度31分34.8秒

(イ) 北緯35度32分55.4秒、東経135度31分58.0秒

(ウ) 北緯35度33分19.5秒、東経135度31分42.1秒

(エ) 北緯35度33分06.5秒、東経135度31分24.0秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(73) 公示番号 定第60号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 大飯郡高浜町上瀬地先

ウ 漁場の区域 次の基点第285号、(ア)、(イ)および基点第286号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第285号 北緯35度33分18.6秒、東経135度29分06.3秒

基点第286号 北緯35度33分23.0秒、東経135度29分08.8秒

(ア) 北緯35度33分15.8秒、東経135度29分21.4秒

(イ) 北緯35度33分25.2秒、東経135度29分24.0秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(74) 公示番号 区第1号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 福井市居倉地先

ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ロ)、(ハ)および(ニ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯36度01分17.5秒、東経135度59分38.8秒
 - (イ) 北緯36度01分20.7秒、東経135度59分29.6秒
 - (ロ) 北緯36度01分14.4秒、東経135度59分22.1秒
 - (ハ) 北緯36度01分10.3秒、東経135度59分31.3秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 福井市大味町、栄崎町、蒲生町および居倉町
- ク 公示番号 区第2号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 魚類小割式養殖業およびうに類垂下式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 福井市栄崎地先

ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ヘ)、(ホ)、(コ)、(サ)および(シ)を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯36度02分33.4秒、東経136度00分37.9秒
 - (イ) 北緯36度02分33.3秒、東経136度00分38.5秒
 - (ロ) 北緯36度02分32.5秒、東経136度00分40.0秒
 - (ハ) 北緯36度02分32.7秒、東経136度00分40.4秒
 - (ニ) 北緯36度02分39.6秒、東経136度00分40.3秒
 - (ヘ) 北緯36度02分40.1秒、東経136度00分41.8秒
 - (ホ) 北緯36度02分42.7秒、東経136度00分40.1秒
 - (コ) 北緯36度02分41.2秒、東経136度00分36.6秒
 - (サ) 北緯36度02分39.5秒、東経136度00分37.7秒
 - (シ) 北緯36度02分38.6秒、東経136度00分37.7秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- カ 関係地区 福井市大味町、栄崎町、蒲生町および居倉町
- キ 条件 漁港区域においては、漁港管理者が養殖筏等の設置について必要な指示をした場合は、当該指示に従わなければならない。

(76) 公示番号 区第3号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 南条郡南越前町糠地先

ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ヘ)、(ホ)、(コ)および(シ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯35度50分52.8秒、東経136度02分20.4秒
 - (イ) 北緯35度50分49.0秒、東経136度02分24.7秒
 - (ロ) 北緯35度50分44.6秒、東経136度02分25.4秒
 - (ハ) 北緯35度50分44.8秒、東経136度02分27.3秒
 - (ニ) 北緯35度50分49.6秒、東経136度02分26.6秒
 - (ヘ) 北緯35度50分53.9秒、東経136度02分21.9秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 南条郡南越前町糠
- ク 公示番号 区第5号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 南条郡南越前町甲築城地先

ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ロ)、(ハ)および(ニ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯35度50分33.6秒、東経136度02分31.3秒
 - (イ) 北緯35度50分22.3秒、東経136度02分23.3秒
 - (ロ) 北緯35度50分10.4秒、東経136度02分32.3秒
 - (ハ) 北緯35度50分19.0秒、東経136度02分49.2秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 南条郡南越前町甲築城
- ク 公示番号 区第6号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 南条郡南越前町甲築城地先

ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ロ)、(ハ)および(ニ)の各点を順次に結んだ線によって囲

まれた区域

- (ア) 北緯35度50分02.2秒、東経136度03分17.5秒
 (イ) 北緯35度49分55.9秒、東経136度03分11.4秒
 (ウ) 北緯35度49分45.4秒、東経136度03分21.7秒
 (エ) 北緯35度49分51.3秒、東経136度03分30.7秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 南条郡南越前町甲築城

(9) 公示番号 区第7号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業
 名称 藻類垂下式養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 敦賀市杉津地先

ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯35度44分07.2秒、東経136度05分17.8秒
 (イ) 北緯35度44分03.3秒、東経136度05分14.1秒
 (ウ) 北緯35度43分43.7秒、東経136度05分40.3秒
 (エ) 北緯35度43分47.5秒、東経136度05分44.0秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 敦賀市杉津、元比田、大比田、横浜、阿曾、挙野、五幡および江良

(8) 公示番号 区第8号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業
 名称 たこ類小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 敦賀市赤崎地先

ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯35度40分59.7秒、東経136度04分43.7秒
 (イ) 北緯35度41分10.4秒、東経136度04分48.4秒
 (ウ) 北緯35度41分08.2秒、東経136度04分56.3秒
 (エ) 北緯35度40分58.3秒、東経136度04分51.1秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 敦賀市赤崎、田結および鞠山

(8) 公示番号 区第10号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業
 名称 魚類・たこ類小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 敦賀市鞠川地先

ウ 漁場の区域 次の基点第546号、(ア)、(イ)および基点第337号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第337号 北緯35度39分48.5秒、東経136度02分44.0秒
 基点第546号 北緯35度39分39.8秒、東経136度02分38.6秒
 (ア) 北緯35度39分38.3秒、東経136度02分42.3秒
 (イ) 北緯35度39分49.7秒、東経136度02分48.9秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 敦賀市松島

(8) 公示番号 区第11号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業
 名称 魚類・たこ類小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 敦賀市名子地先

ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯35度40分41.7秒、東経136度02分07.0秒
 (イ) 北緯35度40分44.7秒、東経136度01分58.8秒
 (ウ) 北緯35度40分39.5秒、東経136度01分54.1秒
 (エ) 北緯35度40分36.0秒、東経136度02分03.2秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 敦賀市名子

(8) 公示番号 区第12号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業
 名称 魚類小割式養殖業

- 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 敦賀市縄間地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第488号、(ア)、(イ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点第488号 北緯35度40分44.4秒、東経136度01分41.0秒
- (ア) 北緯35度40分57.7秒、東経136度01分46.8秒
- (イ) 北緯35度40分56.3秒、東経136度01分31.9秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 敦賀市縄間
- (84) 公示番号 区第13号
- ア 漁業の種類、名称および時期
- 種類 第1種区画漁業
- 名称 魚類・たこ類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業
- 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 敦賀市縄間地先
- ウ 漁場の区域 次の(ア)、(イ)、(エ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- (ア) 北緯35度41分11.2秒、東経136度01分38.0秒
- (イ) 北緯35度41分10.2秒、東経136度01分40.0秒
- (エ) 北緯35度41分12.4秒、東経136度01分41.9秒
- (イ) 北緯35度41分13.5秒、東経136度01分39.8秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 敦賀市縄間
- (85) 公示番号 区第15号
- ア 漁業の種類、名称および時期
- 種類 第1種区画漁業
- 名称 魚類・たこ類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業
- 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 敦賀市常宮地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第1015号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第1015号の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域
基点第1015号 北緯35度41分20.6秒、東経136度01分48.1秒
- (ア) 北緯35度41分17.0秒、東経136度01分52.1秒
- (イ) 北緯35度41分12.5秒、東経136度01分48.3秒

- (ウ) 北緯35度41分16.1秒、東経136度01分44.2秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 敦賀市常宮
- (86) 公示番号 区第16号
- ア 漁業の種類、名称および時期
- 種類 第1種区画漁業
- 名称 魚類・たこ類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業
- 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 敦賀市沓地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第446号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第448号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点第446号 北緯35度41分34.1秒、東経136度02分01.1秒
- 基点第448号 北緯35度41分30.7秒、東経136度02分23.2秒
- (ア) 北緯35度41分31.7秒、東経136度02分03.8秒
- (イ) 北緯35度41分34.3秒、東経136度02分09.3秒
- (ウ) 北緯35度41分35.8秒、東経136度02分13.0秒
- (イ) 北緯35度41分28.9秒、東経136度02分16.8秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 敦賀市沓
- (87) 公示番号 区第17号
- ア 漁業の種類、名称および時期
- 種類 第1種区画漁業
- 名称 魚類・たこ類小割式養殖業
- 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 敦賀市手地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第499号、(ア)、(イ)および(ウ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点第449号 北緯35度42分42.0秒、東経136度02分19.8秒
- (ア) 北緯35度42分43.2秒、東経136度02分31.6秒
- (イ) 北緯35度42分23.3秒、東経136度02分38.8秒
- (ウ) 北緯35度42分21.5秒、東経136度02分29.0秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 敦賀市手

- (88) 公示番号 区第18号
- ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 魚類小割式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 敦賀市手地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第1014号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第340号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点第340号 北緯35度43分01.6秒、東経136度02分12.5秒
基点第1014号 北緯35度42分55.3秒、東経136度02分20.1秒
- (ア) 北緯35度43分06.2秒、東経136度02分22.3秒
(イ) 北緯35度43分15.7秒、東経136度02分18.6秒
(ウ) 北緯35度43分16.4秒、東経136度02分11.8秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 敦賀市手
- (89) 公示番号 区第20号
- ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 魚類小割式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 敦賀市色浜地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第82号、(ア)、(イ)、(ウ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点第82号 北緯35度43分33.3秒、東経136度02分18.0秒
- (ア) 北緯35度43分35.6秒、東経136度02分21.0秒
(イ) 北緯35度43分48.3秒、東経136度02分14.6秒
(ウ) 北緯35度43分46.0秒、東経136度02分11.6秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 敦賀市色浜
- (90) 公示番号 区第21号
- ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 魚類小割式養殖業

- 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 敦賀市色浜および浦底地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第450号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第85号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点第85号 北緯35度44分19.5秒、東経136度01分41.7秒
基点第450号 北緯35度43分52.4秒、東経136度02分03.3秒
- (ア) 北緯35度43分53.8秒、東経136度02分09.0秒
(イ) 北緯35度44分03.5秒、東経136度02分01.9秒
(ウ) 北緯35度44分14.6秒、東経136度01分51.5秒
(エ) 北緯35度44分21.0秒、東経136度01分47.4秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 敦賀市色浜および浦底
- (91) 公示番号 区第22号
- ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 魚類・たこ類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 三方郡美浜町丹生地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第101号と基点第106号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
ただし、基点第102号と基点第104号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点第101号 北緯35度42分21.9秒、東経135度57分58.1秒
基点第102号 北緯35度42分24.3秒、東経135度57分51.5秒
基点第104号 北緯35度42分26.9秒、東経135度57分44.5秒
基点第106号 北緯35度42分29.3秒、東経135度58分22.3秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 三方郡美浜町丹生
- (92) 公示番号 区第23号
- ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 藻類垂下式養殖業
時期 10月1日から翌年4月30日まで
- イ 漁場の位置 三方郡美浜町丹生地先

- ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ロ)、(ハ)および(ニ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- (ア) 北緯35度41分50.4秒、東経135度58分20.9秒
- (イ) 北緯35度41分49.8秒、東経135度58分12.3秒
- (ロ) 北緯35度41分36.9秒、東経135度58分10.6秒
- (ハ) 北緯35度41分36.3秒、東経135度58分20.6秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 三方郡美浜町丹生
- (95) 公示番号 区第25号
- ア 漁業の種類、名称および時期
- 種類 第1種区画漁業
- 名称 魚類小割式養殖業
- 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 三方郡美浜町日向地先
- ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ロ)、(ハ)および(ニ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- (ア) 北緯35度36分38.9秒、東経135度53分22.40秒
- (イ) 北緯35度36分34.4秒、東経135度53分08.7秒
- (ロ) 北緯35度36分12.7秒、東経135度53分17.6秒
- (ハ) 北緯35度36分16.0秒、東経135度53分33.7秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 三方郡美浜町日向
- (94) 公示番号 区第26号
- ア 漁業の種類、名称および時期
- 種類 第1種区画漁業
- 名称 藻類垂下式養殖業
- 時期 12月16日から翌年3月15日まで
- イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町常神地先
- ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ロ)および(ニ)の各点を順次に結んだ線と御神島最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第500号 北緯35度38分21.9秒、東経135度48分26.7秒
- (ア) 北緯35度37分48.3秒、東経135度48分16.2秒
- (イ) 北緯35度37分52.1秒、東経135度48分45.1秒
- (ロ) 北緯35度38分21.2秒、東経135度48分44.6秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 三方上中郡若狭町常神
- (96) 公示番号 区第27号
- ア 漁業の種類、名称および時期
- 種類 第1種区画漁業
- 名称 藻類垂下式養殖業
- 時期 10月1日から翌年4月30日まで
- イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町常神地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第356号、基点第142号、(ア)および基点第151号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第142号 北緯35度37分59.3秒、東経135度49分00.4秒
- 基点第151号 北緯35度37分43.2秒、東経135度49分22.6秒
- 基点第356号 北緯35度37分54.1秒、東経135度49分32.7秒
- (ア) 北緯35度37分40.7秒、東経135度49分07.0秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 三方上中郡若狭町常神
- (96) 公示番号 区第28号
- ア 漁業の種類、名称および時期
- 種類 第1種区画漁業
- 名称 魚類・たご類小割式養殖業
- 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町常神地先
- ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ロ)および(ニ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- (ア) 北緯35度38分12.6秒、東経135度49分14.2秒
- (イ) 北緯35度38分06.4秒、東経135度49分16.5秒
- (ロ) 北緯35度38分04.7秒、東経135度49分29.6秒
- (ニ) 北緯35度37分49.8秒、東経135度49分58.7秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 三方上中郡若狭町常神
- (97) 公示番号 区第30号
- ア 漁業の種類、名称および時期
- 種類 第1種区画漁業

- 名称 魚類・いか類・たこ類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町常神地先
 ウ 漁場の区域 次の点(イ)、(イ)および基点第356号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第356号 北緯35度37分54.1秒、東経135度49分32.7秒
 (イ) 北緯35度37分49.8秒、東経135度49分58.7秒
 (イ) 北緯35度37分58.8秒、東経135度49分31.3秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 カ 関係地区 三方上中郡若狭町常神
 (98) 公示番号 区第31号
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 藻類垂下式養殖業
 時期 10月1日から翌年4月30日まで
 イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町神子地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第151号、(イ)、(イ)および基点第153号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第151号 北緯35度37分43.2秒、東経135度49分22.6秒
 基点第153号 北緯35度37分25.5秒、東経135度49分34.4秒
 (イ) 北緯35度37分40.7秒、東経135度49分07.0秒
 (イ) 北緯35度37分19.4秒、東経135度49分11.7秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 カ 関係地区 三方上中郡若狭町神子
 (99) 公示番号 区第32号
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 魚類・いか類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町神子地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第359号、(イ)、(イ)、(イ)および(イ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第359号 北緯35度37分20.9秒、東経135度50分04.3秒
 (イ) 北緯35度37分22.1秒、東経135度50分10.4秒

- (イ) 北緯35度37分17.0秒、東経135度50分10.7秒
 (イ) 北緯35度37分16.2秒、東経135度49分59.4秒
 (イ) 北緯35度37分23.5秒、東経135度49分59.4秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 カ 関係地区 三方上中郡若狭町神子
 (100) 公示番号 区第33号
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 藻類垂下式養殖業
 時期 10月1日から翌年4月30日まで
 イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町神子地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第360号、(イ)、(イ)、(イ)、(イ)および基点第156号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 ただし、基点第360号、(イ)、(イ)および基点第420号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
 基点第156号 北緯35度36分29.7秒、東経135度49分38.2秒
 基点第360号 北緯35度36分57.2秒、東経135度50分08.4秒
 基点第420号 北緯35度36分41.2秒、東経135度49分38.8秒
 (イ) 北緯35度37分10.0秒、東経135度50分06.2秒
 (イ) 北緯35度37分13.3秒、東経135度49分50.4秒
 (イ) 北緯35度36分59.8秒、東経135度49分22.8秒
 (イ) 北緯35度36分32.0秒、東経135度49分28.6秒
 (イ) 北緯35度36分45.2秒、東経135度49分35.3秒
 (イ) 北緯35度37分02.0秒、東経135度50分08.0秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 カ 関係地区 三方上中郡若狭町神子
 (101) 公示番号 区第35号
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 魚類・いか類小割式養殖業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町小川地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第161号、基点第372号および基点第158号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第158号 北緯35度36分10.4秒、東経135度49分56.0秒
 基点第161号 北緯35度36分09.0秒、東経135度50分37.0秒
 基点第372号 北緯35度36分05.0秒、東経135度49分55.6秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 三方上中郡若狭町小川
- (100) 公示番号 区第36号
- ア 漁業の種類、名称および時期
- 種類 第1種区画漁業
- 名称 藻類垂下式養殖業
- 時期 10月1日から翌年4月30日まで
- イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町小川地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第161号、基点第372号、(イ)、(ロ)、基点第162号および基点第161号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 三方上中郡若狭町小川
- (100) 公示番号 区第37号
- ア 漁業の種類、名称および時期
- 種類 第1種区画漁業
- 名称 魚類・いか類小割式養殖業
- 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町遊子地先
- ウ 漁場の区域 次の点(イ)、(ロ)、(ハ)および(ニ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- (イ) 北緯35度36分07.4秒、東経135度51分08.0秒
- (ロ) 北緯35度35分58.9秒、東経135度51分13.7秒
- (ハ) 北緯35度36分01.2秒、東経135度51分16.4秒
- (ニ) 北緯35度36分09.0秒、東経135度51分11.5秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

- カ 関係地区 三方上中郡若狭町遊子
- (100) 公示番号 区第38号
- ア 漁業の種類、名称および時期
- 種類 第1種区画漁業
- 名称 藻類垂下式養殖業
- 時期 10月1日から翌年4月30日まで
- イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町遊子および塩坂越地先
- ウ 漁場の区域 次の点(イ)、(ロ)、(ハ)および(ニ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- (イ) 北緯35度35分56.4秒、東経135度51分12.8秒
- (ロ) 北緯35度35分56.4秒、東経135度51分00.8秒
- (ハ) 北緯35度35分47.3秒、東経135度51分03.5秒
- (ニ) 北緯35度35分45.9秒、東経135度51分15.3秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 三方上中郡若狭町遊子および塩坂越
- (100) 公示番号 区第50号
- ア 漁業の種類、名称および時期
- 種類 第1種区画漁業
- 名称 魚類小割式養殖業
- 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町塩坂越地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第553号と(イ)とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第553号 北緯35度35分31.3秒、東経135度51分14.8秒
- (イ) 北緯35度35分25.4秒、東経135度51分23.3秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 三方上中郡若狭町塩坂越
- (100) 公示番号 区第51号
- ア 漁業の種類、名称および時期
- 種類 第1種区画漁業
- 名称 藻類垂下式養殖業
- 時期 10月1日から翌年4月30日まで
- イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町塩坂越地先
- ウ 漁場の区域 次の点(イ)、(ロ)、(ハ)および(ニ)の各点を順次に結んだ線によって囲

まれた区域

- (ア) 北緯35度35分26.9秒、東経135度51分15.7秒
 (イ) 北緯35度35分23.5秒、東経135度51分04.5秒
 (ウ) 北緯35度35分17.0秒、東経135度51分07.5秒
 (エ) 北緯35度35分20.4秒、東経135度51分18.7秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 カ 関係地区 三方上中郡若狭町塩坂越
 (100) 公示番号 区第52号
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 魚類小割式養殖業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町世久見地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第501号、(ア)、(イ)および基点第554号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第501号 北緯35度34分35.6秒、東経135度50分52.3秒
 基点第554号 北緯35度34分26.1秒、東経135度50分55.4秒
 (ア) 北緯35度34分23.7秒、東経135度50分40.7秒
 (イ) 北緯35度34分19.3秒、東経135度50分47.9秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 カ 関係地区 三方上中郡若狭町世久見
 (100) 公示番号 区第53号
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 藻類垂下式養殖業
 時期 10月1日から翌年4月30日まで
 イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町世久見地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第515号、(ア)、(イ)、(ウ)、基点第503号および基点第515号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点第503号 北緯35度34分05.8秒、東経135度50分23.6秒
 基点第515号 北緯35度34分42.1秒、東経135度50分55.3秒
 (ア) 北緯35度34分56.0秒、東経135度50分33.3秒
 (イ) 北緯35度34分06.7秒、東経135度49分57.8秒
 (ウ) 北緯35度33分59.3秒、東経135度50分14.8秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 カ 関係地区 三方上中郡若狭町世久見
 (100) 公示番号 区第55号
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 魚類・たご類・いか類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町世久見地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第516号、(ア)および基点第369号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第369号 北緯35度34分07.3秒、東経135度49分39.7秒
 基点第516号 北緯35度33分46.8秒、東経135度49分58.0秒
 (ア) 北緯35度33分48.9秒、東経135度50分00.9秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 カ 関係地区 三方上中郡若狭町世久見
 (100) 公示番号 区第56号
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 藻類垂下式養殖業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置 小浜市田島地先
 ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)および基点第518号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 ただし、基点第423号と基点第517号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
 基点第423号 北緯35度33分03.7秒、東経135度49分19.1秒
 基点第517号 北緯35度32分58.2秒、東経135度49分29.2秒
 基点第518号 北緯35度32分28.8秒、東経135度49分36.7秒
 (ア) 北緯35度33分30.7秒、東経135度48分42.6秒
 (イ) 北緯35度34分06.7秒、東経135度49分57.8秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 カ 関係地区 小浜市田島
 (100) 公示番号 区第57号

- ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 魚類・いか類・たこ類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 小浜市田島地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第518号、(ア)および基点第562号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点第518号 北緯35度32分22.8秒、東経135度49分58.0秒
基点第562号 北緯35度32分26.6秒、東経135度49分52.5秒
- (ア) 北緯35度32分22.3秒、東経135度49分36.0秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 小浜市田島
- (ロ) 公示番号 区第58号
- ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 藻類垂下式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 小浜市田島地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第464号、(ア)および基点第175号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点第175号 北緯35度32分15.8秒、東経135度48分45.1秒
基点第464号 北緯35度32分00.9秒、東経135度49分33.7秒
- (ア) 北緯35度32分17.1秒、東経135度49分35.5秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 小浜市田島
- (ロ) 公示番号 区第60号
- ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 藻類垂下式養殖業および貝類垂下式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 小浜市矢代地先
- ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(ロ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯35度32分14.1秒、東経135度48分10.0秒
- (イ) 北緯35度31分46.8秒、東経135度48分37.7秒
- (ウ) 北緯35度31分56.7秒、東経135度48分54.8秒
- (エ) 北緯35度32分25.5秒、東経135度48分26.8秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 小浜市矢代
- (ロ) 公示番号 区第61号
- ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 魚類・いか類・たこ類小割式養殖業およびうに類垂下式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 小浜市矢代地先
- ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(ロ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点第290号 北緯35度31分54.8秒、東経135度48分23.7秒
(イ) 北緯35度31分48.7秒、東経135度48分26.3秒
(ウ) 北緯35度31分50.7秒、東経135度48分30.5秒
(ロ) 北緯35度31分57.3秒、東経135度48分27.4秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 小浜市矢代
- (ロ) 公示番号 区第62号
- ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第1種区画漁業
名称 藻類垂下式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 小浜市志積地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第481号、(ア)、(イ)および基点第290号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
ただし、(ウ)と(ロ)とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
- 基点第290号 北緯35度31分51.1秒、東経135度47分43.3秒
基点第481号 北緯35度31分57.6秒、東経135度48分15.8秒
- (ア) 北緯35度32分12.5秒、東経135度48分00.4秒
(イ) 北緯35度32分10.6秒、東経135度47分43.2秒

- (ウ) 北緯35度31分40.6秒、東経135度48分00.4秒
- (エ) 北緯35度31分41.4秒、東経135度47分44.9秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 小浜市志積
- (106) 公示番号 区第63号
- ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 第1種区画漁業
 - 名称 魚類小割式養殖業、藻類垂下式養殖業および貝類垂下式養殖業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 小浜市穴熊地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第290号、(ア)および基点第373号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - 基点第290号 北緯35度31分51.1秒、東経135度47分43.3秒
 - 基点第373号 北緯35度31分58.9秒、東経135度47分16.6秒
- (ア) 北緯35度32分08.6秒、東経135度47分43.2秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 小浜市穴熊
- (107) 公示番号 区第65号
- ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 第1種区画漁業
 - 名称 魚類・いか類小割式養殖業、貝類垂下式養殖業、藻類垂下式養殖業およびうに類垂下式養殖業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 小浜市阿納地先
- ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - (ア) 北緯35度32分00.2秒、東経135度47分20.2秒
 - (イ) 北緯35度32分04.8秒、東経135度47分32.9秒
 - (ウ) 北緯35度32分23.0秒、東経135度47分37.0秒
 - (エ) 北緯35度32分20.1秒、東経135度47分30.0秒
 - (オ) 北緯35度32分07.5秒、東経135度47分15.4秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 小浜市阿納

- (108) 公示番号 区第66号
- ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 第1種区画漁業
 - 名称 魚類・たこ類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 小浜市西小川地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第563号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第415号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - 基点第415号 北緯35度32分37.9秒、東経135度46分12.0秒
 - 基点第563号 北緯35度32分58.5秒、東経135度46分02.8秒
- (ア) 北緯35度32分57.0秒、東経135度45分56.0秒
- (イ) 北緯35度32分55.3秒、東経135度46分01.3秒
- (ウ) 北緯35度32分45.2秒、東経135度45分51.6秒
- (エ) 北緯35度32分41.3秒、東経135度46分01.4秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 小浜市西小川
- (109) 公示番号 区第67号
- ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 第1種区画漁業
 - 名称 藻類垂下式養殖業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 小浜市西小川地先
- ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - (ア) 北緯35度32分43.8秒、東経135度45分55.9秒
 - (イ) 北緯35度32分55.3秒、東経135度46分01.4秒
 - (ウ) 北緯35度32分59.1秒、東経135度45分49.4秒
 - (エ) 北緯35度32分46.5秒、東経135度45分48.3秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 小浜市西小川
- (110) 公示番号 区第68号
- ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 第1種区画漁業
 - 名称 藻類垂下式養殖業

- 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 小浜市加尾地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第376号と基点第377号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第376号 北緯35度32分36.6秒、東経135度45分58.7秒
- 基点第377号 北緯35度32分39.2秒、東経135度45分54.0秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 小浜市加尾
- (22) 公示番号 区第70号
- ア 漁業の種類、名称および時期
- 種類 第1種区画漁業
- 名称 魚類・たこ類小割式養殖業
- 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 小浜市宇久地先
- ウ 漁場の区域 次の点(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- (イ) 北緯35度32分47.6秒、東経135度45分21.6秒
- (ウ) 北緯35度32分45.8秒、東経135度45分21.5秒
- (エ) 北緯35度32分45.5秒、東経135度45分17.7秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 小浜市宇久
- (22) 公示番号 区第71号
- ア 漁業の種類、名称および時期
- 種類 第1種区画漁業
- 名称 藻類垂下式養殖業および貝類垂下式養殖業
- 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 小浜市泊地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第520号、(イ)、(ウ)および(エ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第520号 北緯35度32分33.4秒、東経135度41分39.8秒
- (イ) 北緯35度32分30.2秒、東経135度41分39.6秒
- (ウ) 北緯35度32分29.3秒、東経135度42分06.9秒
- (エ) 北緯35度32分35.8秒、東経135度42分07.3秒

- (エ) 北緯35度32分35.4秒、東経135度41分41.8秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 小浜市泊
- (22) 公示番号 区第72号
- ア 漁業の種類、名称および時期
- 種類 第1種区画漁業
- 名称 貝類垂下式養殖業
- 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 小浜市仏谷地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第192号、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第194号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第192号 北緯35度31分31.7秒、東経135度44分01.7秒
- 基点第194号 北緯35度31分54.2秒、東経135度44分09.3秒
- (イ) 北緯35度31分18.1秒、東経135度43分38.7秒
- (ウ) 北緯35度31分27.9秒、東経135度44分24.8秒
- (エ) 北緯35度31分39.6秒、東経135度44分37.1秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 小浜市仏谷
- (22) 公示番号 区第73号
- ア 漁業の種類、名称および時期
- 種類 第1種区画漁業
- 名称 貝類垂下式養殖業
- 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 小浜市若狭地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第194号、(イ)および基点第196号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第194号 北緯35度31分54.2秒、東経135度44分09.3秒
- 基点第196号 北緯35度32分05.3秒、東経135度44分48.4秒
- (イ) 北緯35度31分47.2秒、東経135度44分22.6秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 小浜市若狭および甲ヶ崎
- (22) 公示番号 区第75号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 貝類垂下式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 小浜市甲ヶ崎地先

ウ 漁場の区域 次の基点第198号と基点第199号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ただし、(ア)、(イ)および(ウ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

(ア) 基点第198号 北緯35度32分07.6秒、東経135度45分00.8秒

基点第199号 北緯35度32分01.3秒、東経135度45分18.7秒

(イ) 北緯35度31分55.8秒、東経135度45分49.5秒

(ウ) 北緯35度32分16.2秒、東経135度45分46.3秒

(エ) 北緯35度32分16.2秒、東経135度45分26.5秒

オ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

カ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

キ 関係地区 小浜市若狭および甲ヶ崎

(2) 公示番号 区第76号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 貝類垂下式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 小浜市福谷地先

ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯35度31分32.6秒、東経135度44分50.4秒

(イ) 北緯35度31分39.6秒、東経135度44分37.1秒

(ウ) 北緯35度31分27.0秒、東経135度44分26.4秒

(エ) 北緯35度31分17.2秒、東経135度44分43.4秒

オ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

カ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

キ 関係地区 小浜市小松原、新小松原、下竹原、福谷、羽賀、水取、生守および下根来

(2) 公示番号 区第77号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 小浜市青井地先

ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯35度29分44.2秒、東経135度43分45.2秒

(イ) 北緯35度29分51.7秒、東経135度43分32.2秒

(ウ) 北緯35度29分43.7秒、東経135度43分25.4秒

(エ) 北緯35度29分36.2秒、東経135度43分38.4秒

オ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

カ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

キ 関係地区 小浜市小松原、下竹原、新小松原、福谷、北塩屋、山王前、松ヶ崎、湊、堀屋敷、羽賀、水取、一番町、生守および下根来

(2) 公示番号 区第78号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 たこ類小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 小浜市岡津地先

ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)および基点第211号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第211号 北緯35度29分04.0秒、東経135度39分23.5秒

(ア) 北緯35度29分13.7秒、東経135度39分28.1秒

(イ) 北緯35度29分17.7秒、東経135度39分21.8秒

(ウ) 北緯35度29分08.0秒、東経135度39分17.2秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、鯉川および岡津

(2) 公示番号 区第80号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 藻類垂下式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 小浜市堅海地先

ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (7) 北緯35度32分22.7秒、東経135度42分59.2秒
 (4) 北緯35度32分22.0秒、東経135度42分57.3秒
 (5) 北緯35度32分19.6秒、東経135度42分57.3秒
 (2) 北緯35度32分18.9秒、東経135度42分58.9秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 カ 関係地区 小浜市堅海
 (30) 公示番号 区第81号
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 貝類垂下式養殖業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置 大飯郡おおい町長井および尾内地先
 ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(カ)および(ク)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 (ア) 北緯35度29分07.0秒、東経135度38分09.1秒
 (イ) 北緯35度29分11.3秒、東経135度38分07.2秒
 (ウ) 北緯35度29分10.2秒、東経135度37分56.7秒
 (エ) 北緯35度29分12.9秒、東経135度37分49.3秒
 (カ) 北緯35度29分09.8秒、東経135度37分46.5秒
 (ク) 北緯35度29分05.8秒、東経135度37分59.0秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 カ 関係地区 大飯郡おおい町大島および犬見
 (31) 公示番号 区第82号
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 貝類垂下式養殖業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置 大飯郡おおい町小堀地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第433号、(ア)、(イ)および基点第215号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第215号 北緯35度28分56.3秒、東経135度36分18.1秒
 基点第433号 北緯35度28分56.7秒、東経135度36分28.0秒
 (ア) 北緯35度29分11.4秒、東経135度36分29.5秒
 (イ) 北緯35度29分13.5秒、東経135度36分21.1秒

- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 カ 関係地区 大飯郡おおい町犬見
 (32) 公示番号 区第83号
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 魚類・いか類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置 大飯郡おおい町大島地先
 ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ク)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 (ア) 北緯35度31分25.5秒、東経135度39分04.2秒
 (イ) 北緯35度31分33.5秒、東経135度38分57.5秒
 (ウ) 北緯35度31分27.7秒、東経135度38分39.8秒
 (エ) 北緯35度31分17.2秒、東経135度38分49.4秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 カ 関係地区 大飯郡おおい町大島
 (33) 公示番号 区第85号
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 藻類垂下式養殖業
 時期 10月1日から翌年4月30日まで
 イ 漁場の位置 大飯郡おおい町大島地先
 ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ク)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 (ア) 北緯35度31分31.7秒、東経135度40分21.3秒
 (イ) 北緯35度32分01.0秒、東経135度40分11.5秒
 (ウ) 北緯35度32分00.2秒、東経135度40分03.6秒
 (エ) 北緯35度31分30.9秒、東経135度40分13.4秒
 エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 カ 関係地区 大飯郡おおい町大島
 (34) 公示番号 区第86号
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第一種区画漁業

名称 魚類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 大飯郡おおい町大島地先

ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯35度31分25.5秒、東経135度39分04.2秒

(イ) 北緯35度31分29.5秒、東経135度39分00.8秒

(ウ) 北緯35度31分21.1秒、東経135度38分45.8秒

(エ) 北緯35度31分17.2秒、東経135度38分49.4秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大飯郡おおい町大島

(38) 公示番号 区第87号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 魚類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 大飯郡おおい町大島地先

ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯35度31分21.9秒、東経135度39分10.9秒

(イ) 北緯35度31分06.5秒、東経135度39分00.3秒

(ウ) 北緯35度30分56.0秒、東経135度39分12.7秒

(エ) 北緯35度31分11.5秒、東経135度39分23.4秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大飯郡おおい町大島

(39) 公示番号 区第88号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 貝類垂下式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 大飯郡高浜町車持地先

ウ 漁場の区域 次の基点第215号、(ア)および基点第216号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第215号 北緯35度28分56.3秒、東経135度36分18.1秒

基点第216号 北緯35度29分25.4秒、東経135度35分32.6秒

(ア) 北緯35度29分13.5秒、東経135度36分21.1秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大飯郡高浜町和田

(39) 公示番号 区第100号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 魚類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 大飯郡高浜町小黒飯地先

ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯35度30分43.2秒、東経135度30分41.0秒

(イ) 北緯35度30分43.9秒、東経135度30分38.4秒

(ウ) 北緯35度30分46.5秒、東経135度30分38.4秒

(エ) 北緯35度30分45.8秒、東経135度30分40.9秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大飯郡高浜町小黒飯

(38) 公示番号 区第101号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 魚類小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 大飯郡高浜町音海地先

ウ 漁場の区域 次の基点第558号、(ア)、(イ)および(ウ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第558号 北緯35度32分20.3秒、東経135度29分50.1秒

(ア) 北緯35度32分17.1秒、東経135度30分09.9秒

(イ) 北緯35度32分17.2秒、東経135度30分09.9秒

(ウ) 北緯35度32分24.0秒、東経135度30分09.5秒

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 大飯郡高浜町音海

(38) 公示番号 区第102号

- ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 第1種区画漁業
 - 名称 魚類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 大飯郡高浜町神野浦地先
- ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(フ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - (ア) 北緯35度31分33.4秒、東経135度29分40.6秒
 - (イ) 北緯35度31分34.1秒、東経135度29分37.3秒
 - (ウ) 北緯35度31分27.6秒、東経135度29分35.3秒
 - (エ) 北緯35度31分26.7秒、東経135度29分38.7秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 大飯郡高浜町神野浦
- (40) 公示番号 区第103号
- ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 第1種区画漁業
 - 名称 魚類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 大飯郡高浜町日引地先
- ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)および(キ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - (ア) 北緯35度32分21.1秒、東経135度28分50.6秒
 - (イ) 北緯35度32分30.0秒、東経135度28分43.0秒
 - (ウ) 北緯35度32分24.1秒、東経135度28分28.0秒
 - (エ) 北緯35度32分17.7秒、東経135度28分34.3秒
 - (オ) 北緯35度32分10.7秒、東経135度28分27.6秒
 - (カ) 北緯35度32分05.8秒、東経135度28分35.0秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 大飯郡高浜町日引
- (41) 公示番号 区第105号
- ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 第1種区画漁業
 - 名称 藻類垂下式養殖業
 - 時期 10月1日から翌年4月30日まで

- イ 漁場の位置 大飯郡高浜町上瀬地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第399号、(ア)、(イ)、基点第400号および基点第399号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - 基点第399号 北緯35度32分47.6秒、東経135度28分47.6秒
 - 基点第400号 北緯35度33分10.9秒、東経135度29分01.2秒
 - (ア) 北緯35度32分44.3秒、東経135度28分56.6秒
 - (イ) 北緯35度33分07.8秒、東経135度29分10.3秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 大飯郡高浜町上瀬
- (42) 公示番号 区第106号
- ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 第1種区画漁業
 - 名称 魚類小割式養殖業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 大飯郡高浜町上瀬地先
- ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(フ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - (ア) 北緯35度33分02.2秒、東経135度28分05.1秒
 - (イ) 北緯35度33分08.0秒、東経135度28分59.5秒
 - (ウ) 北緯35度33分09.6秒、東経135度28分55.1秒
 - (エ) 北緯35度33分03.6秒、東経135度28分51.7秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 大飯郡高浜町上瀬
- (43) 公示番号 区第107号
- ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 第1種区画漁業
 - 名称 貝類垂下式養殖業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 小浜市甲ヶ崎地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第199号、(ア)、(イ)、(ウ)と基点第381号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - 基点第199号 北緯35度32分01.3秒、東経135度45分18.7秒
 - 基点第381号 北緯35度31分44.7秒、東経135度45分03.6秒
 - (ア) 北緯35度32分03.0秒、東経135度45分13.9秒

- (イ) 北緯35度31分56.0秒、東経135度45分03.7秒
- (ウ) 北緯35度31分46.8秒、東経135度45分00.6秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 小浜市甲ヶ崎
- (44) 公示番号 区第200号
- ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 第1種区画漁業
 - 名称 真珠養殖業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 小浜市甲ヶ崎地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第196号、(イ)、(ウ)、(イ)および基点第198号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - 基点第196号 北緯35度32分05.3秒、東経135度44分48.4秒
 - 基点第198号 北緯35度32分07.6秒、東経135度45分00.8秒
 - (イ) 北緯35度31分47.2秒、東経135度44分22.6秒
 - (ウ) 北緯35度31分28.2秒、東経135度44分58.8秒
 - (イ) 北緯35度31分47.8秒、東経135度44分59.1秒
 - (ウ) 北緯35度31分57.0秒、東経135度45分01.3秒
 - (イ) 北緯35度32分03.8秒、東経135度45分11.8秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- カ 条件 いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。
- (45) 公示番号 区第201号
- ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 第1種区画漁業
 - 名称 真珠養殖業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 小浜市甲ヶ崎地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第199号、(イ)、(ウ)と基点第381号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - 基点第199号 北緯35度32分01.3秒、東経135度45分18.7秒
 - 基点第381号 北緯35度31分44.7秒、東経135度45分03.6秒
 - (イ) 北緯35度32分03.0秒、東経135度45分13.9秒
 - (ウ) 北緯35度31分56.0秒、東経135度45分03.7秒
 - (イ) 北緯35度31分46.8秒、東経135度45分00.6秒

- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- カ 条件 いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。
- (46) 公示番号 区第202号
- ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 第1種区画漁業
 - 名称 真珠養殖業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 大飯郡おおい町小堀地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第214号、(イ)および基点第433号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - 基点第214号 北緯35度29分05.6秒、東経135度36分53.1秒
 - 基点第433号 北緯35度28分56.7秒、東経135度36分28.0秒
 - (イ) 北緯35度29分11.4秒、東経135度36分29.5秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- カ 条件 いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。
- (47) 公示番号 区第203号
- ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 第2種区画漁業
 - 名称 魚類養殖業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 大飯郡高浜町車持地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第215号、(イ)および基点第216号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - 基点第215号 北緯35度28分56.3秒、東経135度36分18.1秒
 - 基点第216号 北緯35度29分25.4秒、東経135度35分32.6秒
 - (イ) 北緯35度29分13.5秒、東経135度36分21.1秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- (48) 公示番号 区第205号
- ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 第1種区画漁業
 - 名称 真珠養殖業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 大飯郡おおい町犬見地先

- ウ 漁場の区域 次の基点第222号、(ア)および基点第223号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第222号 北緯35度29分24.4秒、東経135度36分23.1秒
 基点第223号 北緯35度29分30.6秒、東経135度36分37.2秒
 (ア) 北緯35度29分23.7秒、東経135度36分35.2秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- カ 条件 いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。
- (ロ) 公示番号 区第206号
- ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 真珠養殖業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 大飯郡おおい町犬見地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第223号、(ア)および基点第224号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第223号 北緯35度29分30.6秒、東経135度36分37.2秒
 基点第224号 北緯35度29分29.7秒、東経135度37分14.5秒
 (ア) 北緯35度29分23.7秒、東経135度36分35.2秒
 (イ) 北緯35度29分21.9秒、東経135度37分07.6秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- カ 条件 いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。
- (ロ) 公示番号 区第207号
- ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 真珠養殖業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 大飯郡おおい町犬見地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第224号、(ア)および基点第225号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第224号 北緯35度29分29.7秒、東経135度37分14.5秒
 基点第225号 北緯35度29分20.7秒、東経135度37分29.6秒
 (ア) 北緯35度29分21.9秒、東経135度37分07.6秒
 (イ) 北緯35度29分17.4秒、東経135度37分25.1秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- カ 条件 いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。
- (ロ) 公示番号 区第208号
- ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 真珠養殖業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 大飯郡おおい町犬見地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第226号、(ア)および基点第434号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第226号 北緯35度29分20.6秒、東経135度37分36.6秒
 基点第434号 北緯35度29分32.2秒、東経135度37分44.0秒
 (ア) 北緯35度29分18.8秒、東経135度37分39.8秒
 (イ) 北緯35度29分28.7秒、東経135度37分48.1秒
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- カ 条件 いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。
- 2 漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)第24条各号に掲げる事項
- (1) 福井海区漁業調整委員会の意見の概要および当該意見の処理の結果
- ① 意見の概要 知事から諮問のあった福井海区漁場計画案については、共第1号においてたご漁業、区第30号および区第32号において貝類垂下式養殖業を追加すること。
- ② 意見の処理の結果 共第1号においてたご漁業、区第30号および区第32号において貝類垂下式養殖業を追加し、福井海区漁場計画を作成
- (2) 漁場の図面 別添のとおり
- 3 漁業の免許予定日
 令和5年9月1日
- 4 申請期間
 令和5年6月1日から同年7月19日まで
- 5 類似漁業権以外の漁業権
 区第2号、区第80号、区第107号



